

沖縄県中小企業団体中央会 様

下請法から取引適正化法へ
～「改正ポイント」と「価格交渉指針」の活かし方～

令和7年10月30日
内閣府 沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

中小企業団体向け☆取引改善のススメ／

出張！トリテキ会議

＜取引適正化推進＞



『労務費転嫁指針』を策定しました！

狙いは、賃上げ原資を確保するための『労務費の価格転嫁』でございます

取引改善に役立つ
最新情報を
お届けします！



『トリテキ(取適)法』で手形払 が禁止されます！

中小受託事業者の利益保護のため、対象取引において、手形による支払が禁止されます

物価高だし、従業員の給料を上げてあげたい、だけど元手が…

値上げをお願いしてみたけれど、価格協議に応じてくれない…

資金繰りが大変なんだけれどな

公正取引委員会では、今後も中小事業者団体向けの広報・広聴企画「出張！トリテキ会議」を全国津々浦々で開催してまいります

～お気軽にお問い合わせください～



公正取引委員会事務総局 経済取引局
取引部 企業取引課(指導班)

03(3581)3375(直通)

<2025年6月>

サプライチェーン全体の取引適正化をめざして！

労務費転嫁指針は、企業間取引の価格転嫁を支援します！

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(略称は「労務費転嫁指針」です。)を公表しました。狙いは、転嫁しづらい労務費に関し、賃上げ原資確保のための価格交渉を促すことです！！

この指針のポイントは、発注者として探るべき行動(6項目)に加え、受注者が探るべき行動(4項目)及び発注者・受注者の双方が探るべき行動(2項目)を明示したことになります。

令和6年度に実施した特別調査においては、労務費転嫁指針を知っている受注者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられました。

価格交渉の際には、労務費転嫁指針を積極的に活用しましょう！



適切な価格転嫁が行われるよう、取引環境の整備を図ります！

発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくため、令和7年5月16日に下請法改正法が成立し、下請法は「中小受託取引適正化法」(通称:「取適法(とりてきほう)」)となります。

改正後(令和8年1月1日施行)は、取適法において、コスト上昇等の局面において、中小受託事業者が価格協議を求めたにもかかわらず、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定が禁止されることとなります。

協議が適切に行われることが期待できます！



中小受託事業者の資金繰りの改善を図ります！

改正後(令和8年1月1日施行)は、取適法において、手形払が禁止されることとなります。また、電子記録債権やファクタリング等についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止されることとなります。

中小受託事業者の資金繰りの改善が期待できます！



～くわしく知りたい方は、下記の相談窓口までお問い合わせください。～
(ゼロゼロ一110番)

フリーダイヤル 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からもご利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く。)



1 独占禁止法の概要

2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

3 団体協約

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

1 「私的独占」(第2条第5項、第3条前段)

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり(支配)、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする(排除)こと。

2 「不当な取引制限」(第2条第6項、第3条後段)

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」 (第4章)

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合(株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等)を行うこと。

4 「不公正な取引方法」 (第2条第9項第1号～第6号、第19条)

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- ・ 共同の取引拒絶
…正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- ・ 差別対価
…不正に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を供給し、又は供給を受けること。

- ・ 不当廉売
…正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- ・ 再販売価格の拘束
…正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- ・ 優越的地位の濫用
…取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不正に、不利益を与えること。
- ・ 抱き合わせ販売
…相手方に対し、不正に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- ・ 排他条件付取引
…不正に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- ・ 拘束条件付取引
…販売形態・販売地域などについて不正に拘束する条件を付けて取引すること。
- ・ 競争者に対する取引妨害
…自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他のいかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不正に妨害すること。

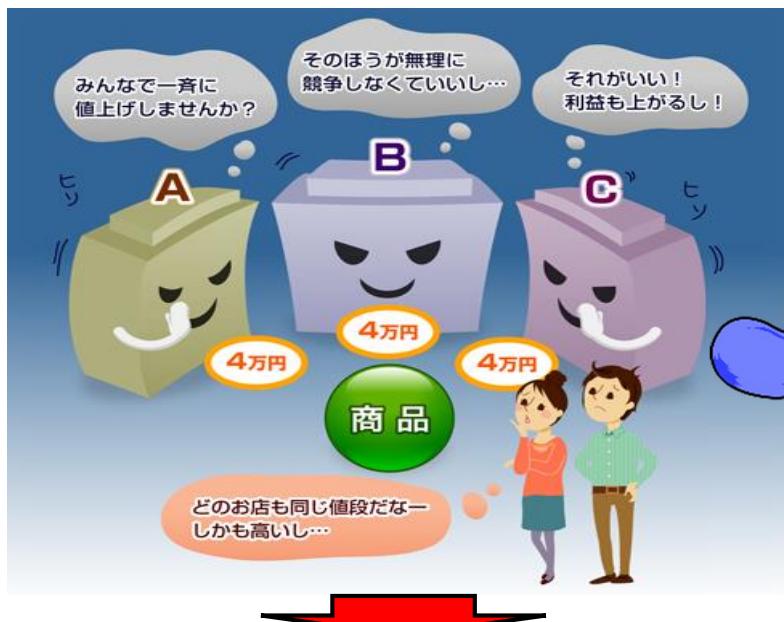
不当な取引制限(独占禁止法第2条第6項)

ライバル企業と連絡を取り合って、価格を取り決めるなど、お互いに市場で競争を行わないようとする行為。独占禁止法上、厳しく規制されている。

独占禁止法第2条第6項 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

ex. 価格カルテル

本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格を共同して取り決め、一斉に値上げを行うなどする



消費者は高い商品を買わされる

ex. 入札談合

国や地方公共団体が発注する公共工事の入札において、企業同士が事前に相談して、受注する企業や金額を決める



落札価格が高止まりする



不公正な取引方法(独占禁止法第19条)

例えば次のような行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもの。

◆優越的地位の濫用

取引上の地位が優越していることを利用して取引の相手方に不适当に不利益を与えること

◆抱き合わせ販売

商品等を販売する際に、不适当に他の商品等と一緒に購入させること

◆再販売価格の拘束

正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、販売する価格を指示し、遵守させること

◆拘束条件付取引

取引相手の事業活動を不适当に拘束するような条件を付けて取引すること

◆不当廉売

正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること



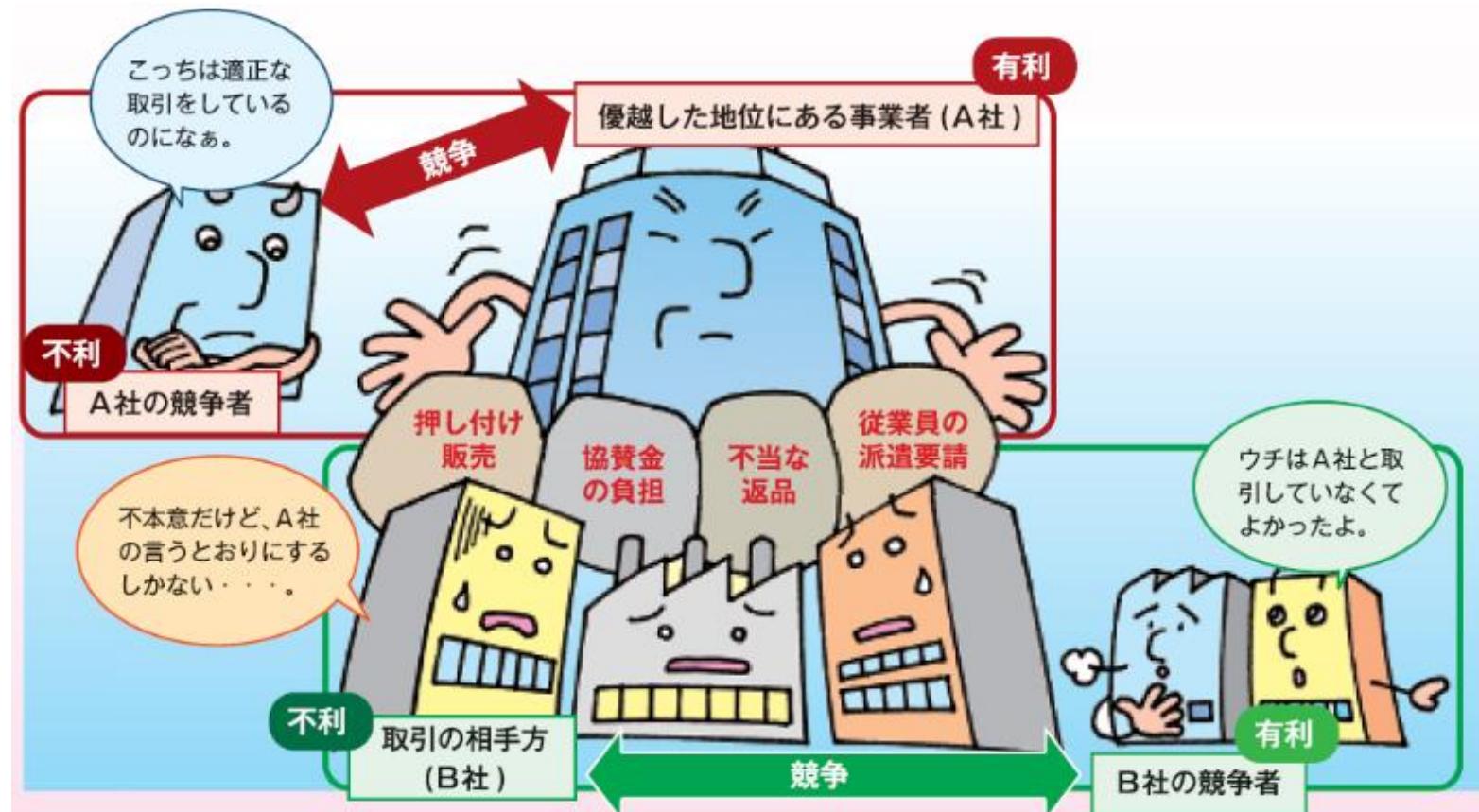
独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止(あらゆる取引が規制対象)。

【規制趣旨】

優越的地位の濫用は、

- ・取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- ・取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→公正な競争を阻害するおそれ



優越的地位の濫用に該当するかどうかは次の3つの要素から判断されます。

優越的地位

+

正常な商慣習に
照らして不当に

+

濫用行為

以下の事項を総合的に考慮

- ①取引の相手方の行為者に対する取引依存度
- ②行為者の市場における地位
- ③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
- ④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的な事実

公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

- ①購入・利用強制 ②協賛金等の負担の要請
- ③従業員等の派遣の要請 ④その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤受領拒否 ⑥返品 ⑦支払遅延 ⑧減額
- ⑨取引の対価の一方的決定 ⑩やり直しの要請 ⑪その他

優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となります。

1 購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること

2 協賛金等の負担の要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること（取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等）

3 従業員等の派遣の要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること

4 その他経済上の利益の提供の要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること

5 受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること

6 返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること

7 支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと

8 減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと

9 取引の対価の一方的決定

自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること

10 やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合によりあらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること

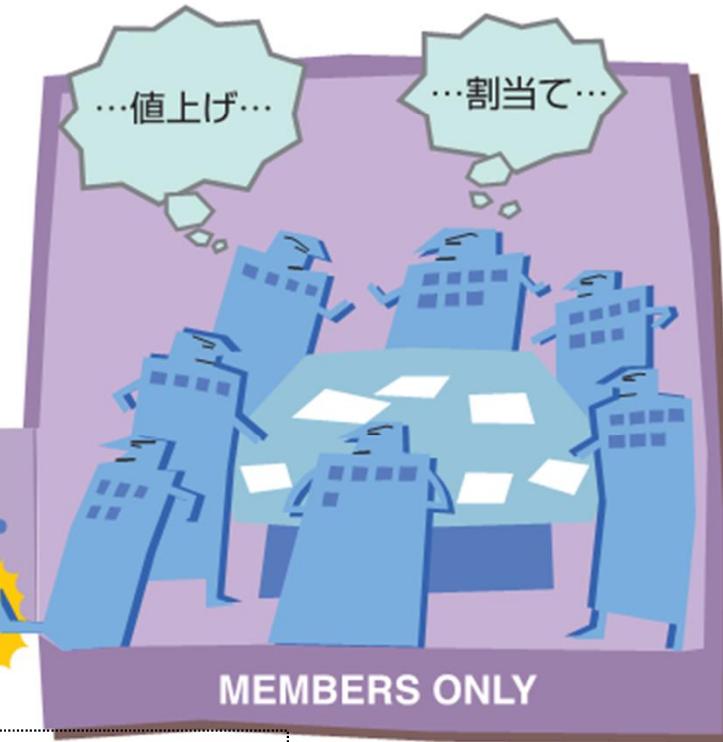
事業者団体の禁止行為(独占禁止法第8条)

事業者団体の活動規制

カルテルは、事業者間の協定や申合せに限らず、事業者団体の活動として行われる場合が少なくありません。例えば、事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めなかったり、価格の引上げ・数量の制限、取引相手・販売地域の割当てを指示するなど、事業者の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁じられています。

事業者団体と不公正な取引方法

事業者団体がその加入事業者などに働きかけて”不公正な取引方法”に当たる行為をさせることは禁じられています。また、これに従わなかった事業者を団体から不当に除名したり、差別的に取り扱うことで、事業活動を困難にさせる行為も禁じられています。

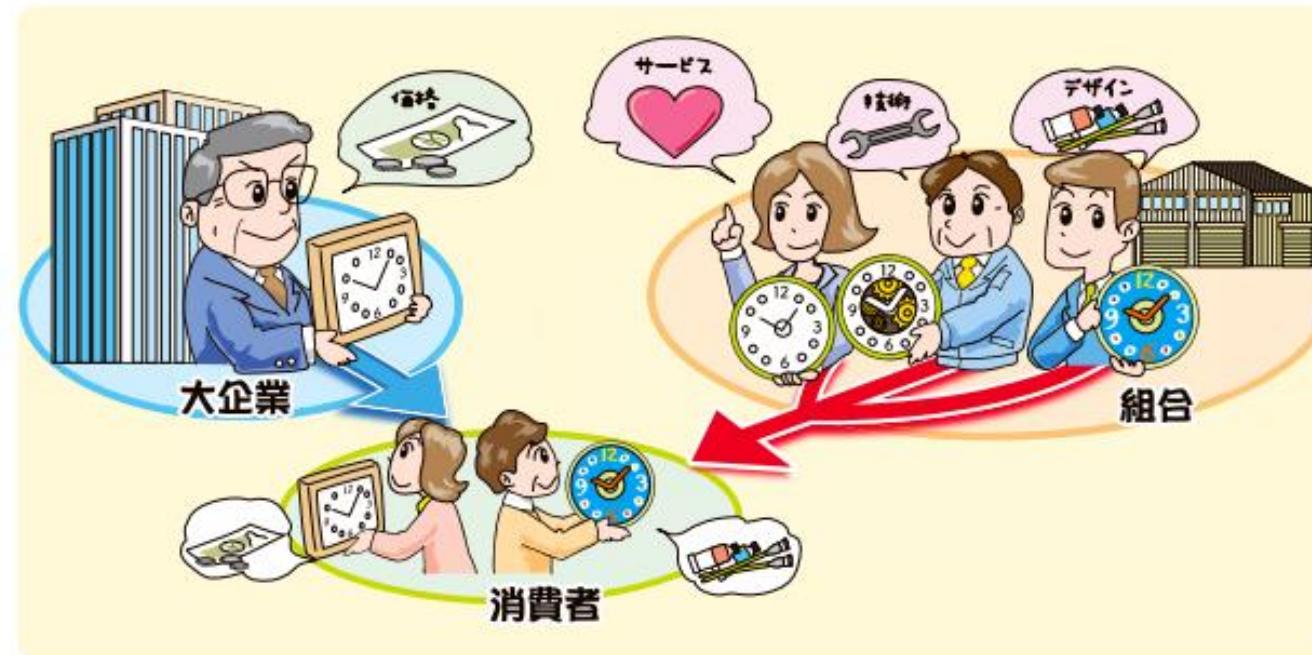


独占禁止法第8条

事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

一定の組合の行為は独占禁止法の適用が免除されます が…



組合の行為は、①一定の要件を備え、かつ、②法律の規定に基づいて設立された組合である場合には、独占禁止法の適用が免除されます。



こんなときは…

- ▶組合が組合員に対し共同経済事業への参加を強制する場合
- ▶組合がユーザーとの間で競争事業者と取引しないことについて取決めを行う場合
- ▶組合間で販売価格や販売地域について取決めを行う場合
- ▶組合が共同経済事業以外の事業について取決めを行う場合 …など

- 独占禁止法では、事業者団体の競争制限的又は競争阻害的な行為が禁止(第8条)されているが、一定の場合に独占禁止法の適用を除外する制度が設けられている。
- 小規模の事業者の相互扶助を目的として法律に基づいて設立された協同組合等が、法第22条各号の要件を備えている場合に、一定の範囲で行う経済事業については、原則として、独占禁止法の適用が除外される。

独占禁止法第22条

この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

- 単独では大規模の事業者に対抗できない小規模の事業者が、その相互扶助を目的として団結することによって、経済上の有効な競争単位となり得ることが期待されることによる。
- ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、独占禁止法の適用は除外されない。
- さらに、協同組合等が他の協同組合や事業者と共同して、価格や数量の制限等を行うことは、独占禁止法の適用除外の範囲外とされる。
- なお、このほかにも個別の法律に基づく適用除外制度がある。

- 事業者同士で話し合い、共同して値上げ活動を行うことは、不当な取引制限(カルテル)に該当し、独占禁止法違反となるおそれがあります。
- 組合等の事業者団体が構成事業者(組合員)にこれを行わせることも独占禁止法で禁じられています。
- 一定の組合の行為は独占禁止法の適用が除外されます。

- 取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めることは、優越的地位の濫用に該当し、独占禁止法違反となるおそれがあります。



1 独占禁止法の概要

2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

3 団体協約

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害する**おそれがある場合には、**公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重すること**。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため**、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。**

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に関する動画



【価格交渉の新常識！】労務費転嫁指針〇×クイズ



「労務費転嫁指針〇×クイズ～Q1～」



「労務費転嫁指針〇×クイズ～Q2～」



「労務費転嫁指針〇×クイズ～Q3～」



「労務費転嫁指針〇×クイズ～Q4～」

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

○年○月○日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日
有効期限
年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／ 単価上昇率（%）
材料・品番				
...				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	純使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価上昇率（%）
電気代					
...					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例 1）

改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	円	%	円

（例 2）

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円／人・日	人・日	%	円
小計	円		

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等

小計 円

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH サイ

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報・手続等窓口

ホーム > 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（令和5年3月1日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

（令和5年11月29日）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

（令和5年11月29日）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

別添（価格交渉の申込み様式（例））

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

QRコード

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH サイ

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報・手続等窓口

ホーム > 独占禁止法 > 法令・ガイドライン等(独占禁止法) > 運用基準関係 > 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

PDF版はこちら (PDF: 676KB)
別添（価格交渉の申込み様式（例））はこちら

はじめに

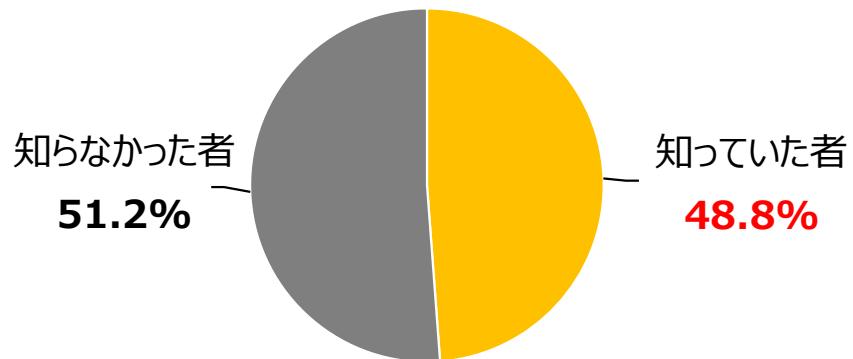
原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライヤーさせ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転化が不可欠である。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

QRコード

- ▶ 労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。

《労務費転嫁交渉指針の認知度》(注1)



(注1)発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、

東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。

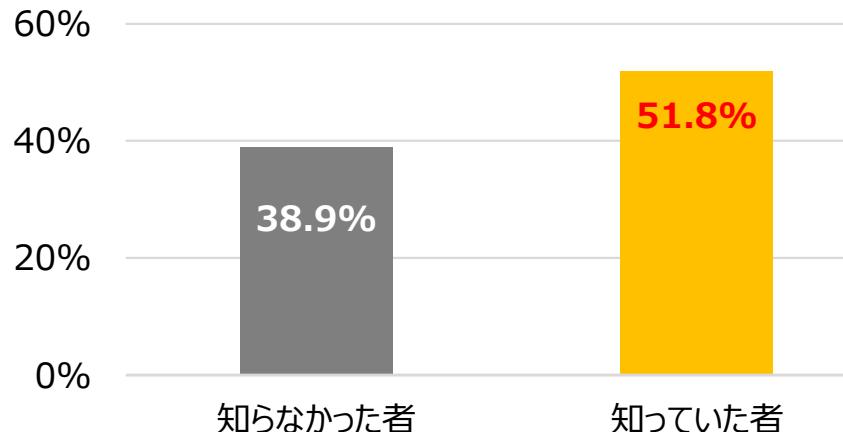
- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別(注2)にみると、

上位5業種は、放送業(74.1%)、輸送用機械器具製造業(67.0%)、石油製品・石炭製品製造業(60.5%)、鉄鋼業(59.9%)及び情報通信機械器具製造業(59.6%)

下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(27.5%)、自動車整備業(29.4%)、飲食料品小売業(30.2%)、印刷・同関連業(35.2%)及び家具・装備品製造業(36.1%)

(注2)下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)

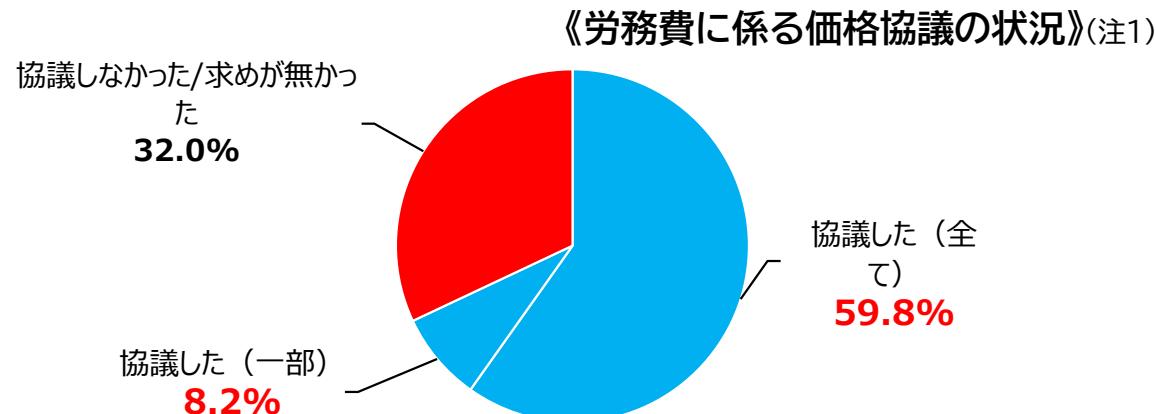


(注3)受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」と「知らなかつた者」別に算出したもの。

- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らなかつた者の同割合より12.9ポイント高い。

- ✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかつた者の同割合より高い。

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%(一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%)。

(注1)発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》(注2)
(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需要者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

(注2)この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

1 発注者として採るべき行動／求められる行動

(1) 経営トップの関与【行動①】

業種名	内容
はん用機械器具製造業 ほか多数	労務費転嫁交渉指針を踏まえた内容にパートナーシップ構築宣言を改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。
生産用機械器具製造業	取引説明会において、当社社長から、同説明会に参加している受注者のトップに対し、労務費転嫁の方針を具体的に説明した。
輸送用機械器具製造業	価格転嫁については、社長の強いトップダウンにより行ってきた。特にこれからは労務費の転嫁に応じていく旨を社内外に発信しており、取引の適正化に取り組んでいる。

(2) 発注者側からの定期的な協議の実施【行動②】

業種名	内容
情報サービス業	毎年1月頃に、受注者に対して価格協議を行う旨の声掛けを行っており、日程調整を行った上で直接訪問するほか、特に遠隔地の受注者についてはウェブ会議で協議を行っている。
電気機械器具製造業	当社では、8月と2月の年2回、受注者に対し、価格転嫁確認レターを発信し、購入部品の労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分について、値上げが必要な場合は申し出るように連絡している。価格転嫁確認レターを発信する時期も工夫しており、受注者が通常価格交渉を申し出やすい決算期前に発信するようにしている。
設備工事業	受注者に対し、取引価格引上げ要望の有無を確認したところ、公的指標を超える引上げ率を提示された。精査の結果、公的指標を超える分については過去の市況との乖離分であり妥当と判断し引き上げることとしたが、一度に受け入れると経営上の負担が大きくなることから、受注者と協議の上、まず6割を今年度に反映し、残りの4割を次年度に反映する方法で、2年間かけて市況との乖離を解消することとした。

1 発注者として採るべき行動／求められる行動

(3) 説明・資料を求める場合は公表資料とすること【行動③】

業種名	内容
電子部品・デバイス・電子回路製造業ほか多数	受注者から提出された根拠資料は、最低賃金、春季労使交渉妥結額の上昇率や建設物価等の指標等の公表資料であり、公表資料のみで値上げの妥当性等を判断している。
パルプ・紙・紙加工品製造業	取引価格引上げ要請の根拠資料について、受注者に対する価格協議を積極的に行う旨の周知文書の中で、具体的な公的指標を例示し、公表資料を用いるよう周知している。
生産用機械器具製造業	転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。

(4) サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと【行動④】

業種名	内容
総合工事業ほか多数	受注者との共存共栄を図るべく、二次受注者やその先の受注者の存在を意識した価格交渉を行っており、一次受注者に対して二次受注者やその先の受注者のコスト上昇分も含めた転嫁要請をするよう声掛けしている。
運輸に附帯するサービス業	サプライチェーン全体の価格転嫁については、特に関連業界における人材不足による価格上昇を強く意識して受け入れるようにしている。

(5) 要請があれば協議のテーブルにつくこと【行動⑤】

業種名	内容
広告業ほか多数	契約更新時期であるか否かに関係なく、受注者からの要請があれば、必ず協議の席につくようにしている。

1 発注者として採るべき行動／求められる行動

(6) 必要に応じて考え方を提案すること【行動⑥】

業種名	内容
情報サービス業	労務費転嫁の要請方法が分からぬとする受注者に対しては、他の受注者との協議事例などを用いて価格協議の相場観を伝えている。
輸送用機械器具製造業	受注者から、どうすれば労務費の転嫁を認めてもらえるのか、どのように調達部門と交渉すればよいかとの相談が寄せられることがある。このような場合には、当社が判断材料として用いている最低賃金の上昇率等の公表資料を用いて交渉してみてはどうかと助言している。
ビルメンテナンス業	労務費の上昇を含め、受注者が価格協議しやすいように協議用のフォーマットを作成し、必要に応じて受注者に利用してもらっている。これにより、当社としても事務処理効率が高まった。

2 受注者として採るべき行動／求められる行動

(1) 相談窓口の活用【行動①】

業種名	内容
道路貨物運送業	当社が加盟する団体では、国、県などの行政機関、商工会議所・商工会との連携を図り、価格転嫁に関する講習会を開催していることから、これに積極的に参加し、価格交渉の参考とした。講習会での説明を踏まえ、最低賃金等の公的指標を根拠として発注者に値上げを打診し、価格改定の必要性を繰り返し説明した結果、価格改定が実現した。
ビルメンテナンス業	労働者派遣に係る賃金の相場と最低賃金との間に乖離があることから、都道府県労働局に赴き、発注者との価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談の上、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、価格引上げの根拠とした。その結果、要請した額の8割程度は引き上げてもらえた。

2 受注者として採るべき行動／求められる行動

(2) 根拠とする資料【行動②】

業種名	内容
生産用機械器具製造業 ほか多数	一定期間における最低賃金の推移と当社の労務費の実態とを対比させ、労務費転嫁の要請額を算定している。
輸送用機械器具製造業	価格交渉の場において、新聞記事を用いて労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇している状況の説明を行うなど、発注者の担当者が理解しやすく、また、社内での展開がしやすいように工夫している。

(3) 値上げ要請のタイミング【行動③】

業種名	内容
電気機械器具製造業	受注品が多品種に及ぶことから、商品群単位で準備ができたものから順次、値上げ交渉の申入れをしている。
映像・音声・文字情報制作業	少し前から頻繁に「価格転嫁」というワードを報道等で耳にするようになり、物価上昇を受けた賃金の上昇機運の高まりを感じていたところ、労務費転嫁交渉指針が公表されたことも後押しとなり、思い切って翌年度の契約更新時に労務費の価格転嫁を要請したところ、20 数年ぶりに単価改定を実現することができた。

(4) 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示【行動④】

業種名	内容
技術サービス業	労務費について、以前は作業時間のみを見積り計上していたが、移動時間についても発注者に価格転嫁を要請したところ、受け入れてもらえた。
輸送用機械器具製造業	従来当社負担が通例となっていた費用について、労務費転嫁交渉指針を示して発注者に負担してもらえないか交渉したところ、発注者も労務費転嫁交渉指針の内容を知っていたことから受け入れられた。

3 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

(1)定期的なコミュニケーション【行動①】

業種名	内容
設備工事業 【発注者】	受注者とは年1回会議を開催し、適正な価格転嫁、後継者問題、従業員の採用状況など幅広く情報交換を行っている。また、アンケートによる意見収集も実施し、各種問題点等を把握し、受注者との良好な関係構築のために活用している。
電気機械器具製造業 【発注者】	年に1回、受注者に対して、当社の対応に関するアンケートを実施し、当社の対応への不満や意見を聴取する機会としている。特に、当社への売上依存度が高い受注者については、提示された意見等に対するフィードバックのため、直接訪問している。
電気機械器具製造業ほか多数 【受注者】	当社営業担当者が、用務の有無にかかわらず、発注者の本社を足しげく訪問して情報収集を行うなど、コミュニケーション確保に努めている。

(2)交渉記録の作成、発注者と受注者との双方での保管【行動②】

業種名	内容
電子部品・デバイス・電子回路製造業 【発注者】	受注者との価格協議のツールとして、ウェブ版の資材調達システムを活用している。まず受注者が値上げ希望額を当該システムに入力し、次にこれに対する回答額を当社が入力し、これを繰り返しつつ双方で協議を重ね、新しい取引価格を決定する。このシステムでは双方のコメントも記録・保管され、協議内容や依頼事項などを確認することができる。
情報サービス業ほか多数 【発注者】	労務費転嫁の交渉については、受注者から口頭による要請が行われた場合であっても、当社からは必ずメールで回答し、双方に記録が残るようにしている。
技術サービス業 【受注者】	基本的に当社が価格交渉の議事録を作成して発注者に送付し、双方で保管するとともに、当社関係部署にも共有している。



1 独占禁止法の概要

2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

3 団体協約

取引先との価格交渉、価格転嫁対策に 組合を活用しよう！

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件
(支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件



	中小事業者	農業事業者
根拠条文	中小企業等協同組合法 第9条の2第1項第6号 同条第12項～第15項 第9条の9第1項第8号・同条第5項	農業協同組合法 第10条第1項第14号 第11条の49第1項・第2項
行為主体	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会	農業協同組合 農業協同組合連合会

下記の法律も団体協約制度を有する
 ・水産業協同組合法(漁業協同組合)
 ・森林組合法 (森林組合) 等

(1) 事業協同組合
 →小規模事業者が組織する組合
 (2) 事業協同小組合
 →加入資格が零細事業者に限定

- (上記の)協同組合及び連合会は、**組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結**を行うことができる。
- 団体協約の内容は、通常、代金の支払方法、取引価格、手形の期間等、各種の**取引条件**に関するもの。

例えば、

- ・納入する製品やサービスの最低価格
- ・納品に係る支払条件(支払期日、支払方法等)
- ・納品する製品の品質、提供するサービスの最低条件

中小企業団体の組織に関する法律において、商工組合は、「組合協約」を締結できる。その効果は団体協約と同様。

- 団体協約は、協同組合が、組合員と取引関係にある事業者(相手方)に対し、組合員の取引条件に関する交渉を行い締結するもの。
- 相手方と締結された**団体協約は、直接、組合員の取引に効力を生ずる。**言い換えると、協同組合が相手方と団体協約を締結すると、協同組合として実施する共同経済事業による取引でなくとも、組合員が相手方と個別に契約する取引について、団体協約による取引条件が直接適用される。

⇒協同組合が組合員の代わりに取引条件の交渉を行うことが可能。

- ◆ 組合員の締結する契約のうち、団体協約に定める基準に違反する内容については、その基準に違反する部分は、その基準によって契約したものとみなされる。
 - ◆ 中小企業等協同組合法については、団体協約の内容について協議が整わない場合、所管行政庁によるあっせん又は調停の定めがある。

○中小企業等協同組合法(抄)

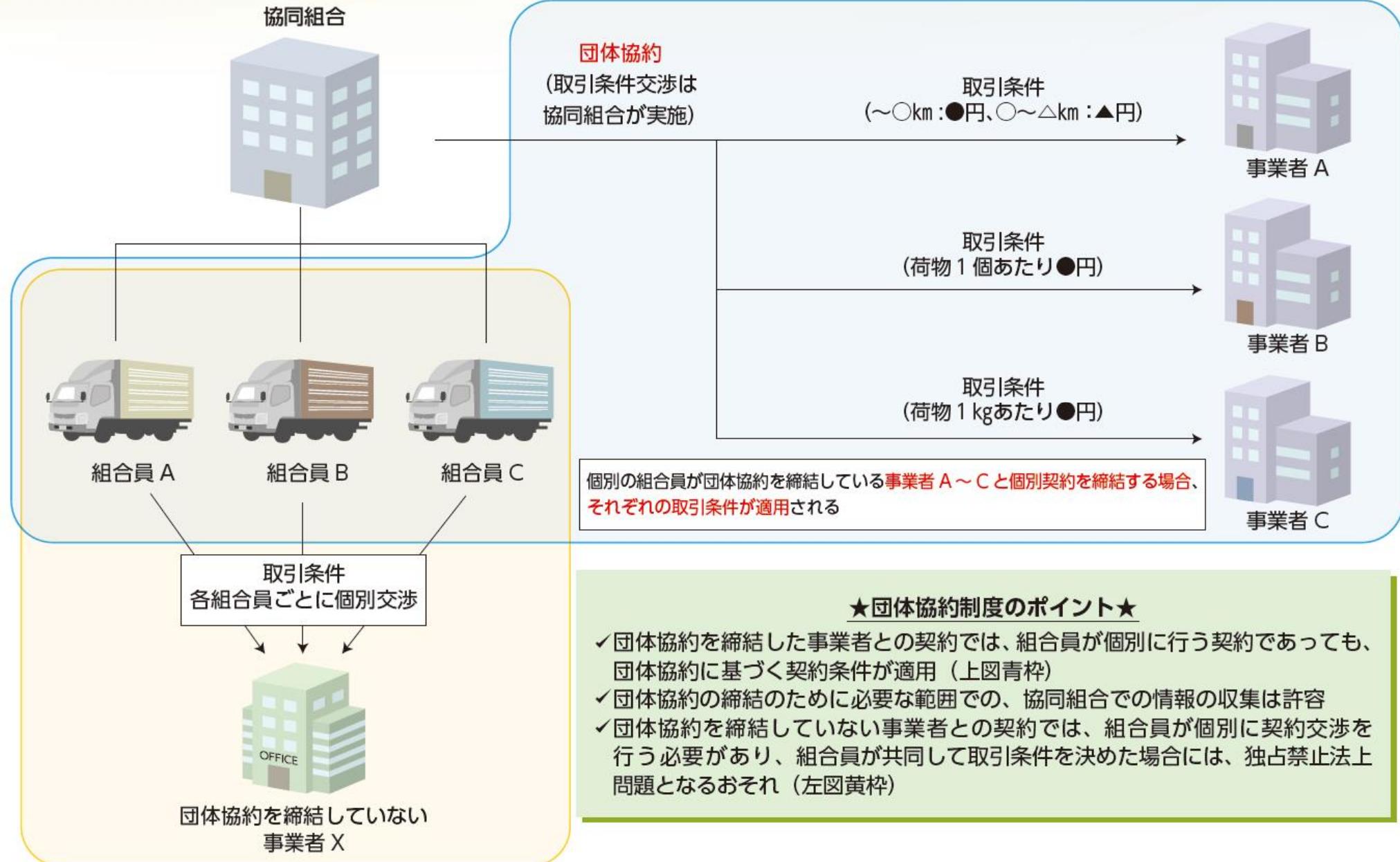
第九条の二 略

2~13 略

14 ……団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

15 組合員の締結する契約であつて、その内容が……団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

団体協約制度の概要



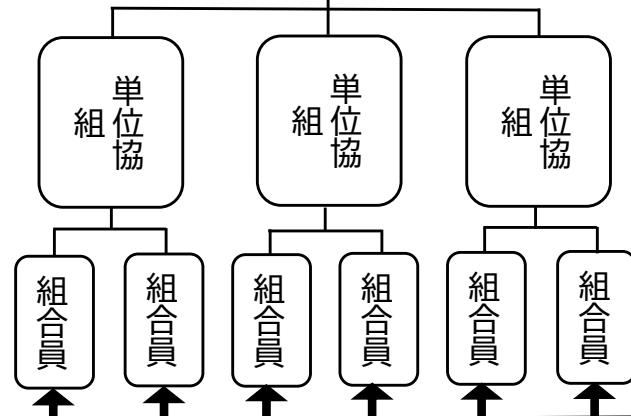
団体協約については、通常、独禁法上問題となるものではないものの、

- 独禁法の適用除外となるためには、独禁法第22条の要件の充足が必要。
 - 組合員に大規模事業者が含まれる場合、適用除外とはならない。
 - 独禁法第22条ただし書に該当する場合、適用除外とはならない。
- また、組合員の経済的地位の改善のためにするものでなければならぬ。
- ◆ 団体協約の締結のために必要な範囲で、協同組合で情報収集することは独禁法上問題とならない。
- ◆ 団体協約を締結している相手方との取引については、団体協約の効果として組合員の取引条件が同一になるとしても独禁法上問題とならない。
- ◆ 団体協約を締結していない相手方との取引については、組合員が個別に交渉を行う必要があり、組合員が共同して取引条件を決めた場合には、独禁法上問題となるおそれがある。

自動車車体整備事業者の団体と損害保険会社との間における団体協約の締結に係る相談 への回答について(概要)R6.3.29公表

相談に係る行為の概要

日本自動車車体整備協同組合連合会
(日車協連)(注1)



中小企業等協同組合法に基づく
団体協約の交渉・締結

損害保険会社

組合員が自動車の所有者から請け負う
本件自動車車体整備(注2)の取引に係る
指数対応単価(注3)について、令和6年
3月31日時点のものから一定率以上引
き上げることを内容とするもの

本件自動車車体整備の請負契約

自動車保険
(車両保険の場合)
契約

事故によって損傷した
自動車の所有者

(注1)日車協連の単位協組の組合員に大規模事業者が含まれないことを前提とする

(注2)対物賠償保険又は車両保険が適用される自動車車体整備(自動車車体整備事業者を紹介する旨の契約に基づき行われるもの除外)

(注3)損害保険会社が、自動車車体整備事業者との修理費に係る交渉において、修理費のうち工賃を算出する際に用いる単価

独占禁止法上の考え方

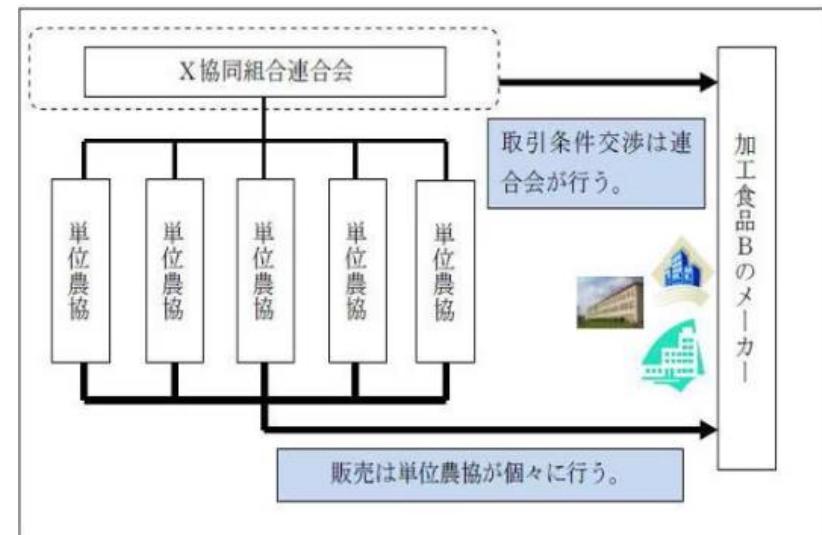
- 日車協連は、中小企業等協同組合法に基づき設立され、単位協組の組合員に大規模事業者が含まれないこととした場合においては、独占禁止法第22条第1号ないし第4号に掲げる要件を備え、かつ、本件相談に係る行為は、同条に規定する組合の連合会の行為に該当すると認められる
- 本件相談に係る行為は、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合に該当しないと認められる

日車協連の行為は、日車協連の説明に基づけば、単位協組の組合員に大規模事業者が含まれないこととした場合においては、独占禁止法の適用が除外され、**独占禁止法上問題となるものではない**

○ 独占禁止法に関する相談事例集(平成23年度)

13 協同組合連合会による取引条件の交渉 (抄)

(1) 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とするなどの要件を備え、かつ法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為(以下「組合の行為」という。)には、独占禁止法は適用されない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りではない(独占禁止法第22条)。



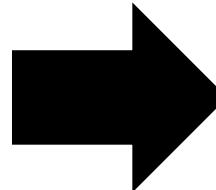
(2) 農業協同組合が加工食品のメーカーと取引条件の交渉を行うことは、組合員の経済的地位の改善のために団体協約を締結するものと認められる場合には、独占禁止法第22条による適用除外の対象となる。

しかしながら、適用除外の対象となる団体協約は、組合員の経済的地位の改善のためになされるものであるところ、本件においては、加工食品Bのメーカーにとって国産品を使用していることは重要な競争手段の一つであること、我が国の農産物Aの生産者のほとんど全てが単位農協の組合員であること、加工食品Bのメーカーは多数存在しており、その中には小規模なものもいること等から、単位農協が加工食品Bのメーカーに対して交渉力の面で劣るといった事情はみられず、本件の取引条件の交渉が、直ちに、全国組織であるX協同組合連合会の組合員である単位農協の経済的地位の改善のために連合会がその行為として行う団体協約の締結の過程であるとはいえないと考えられる。

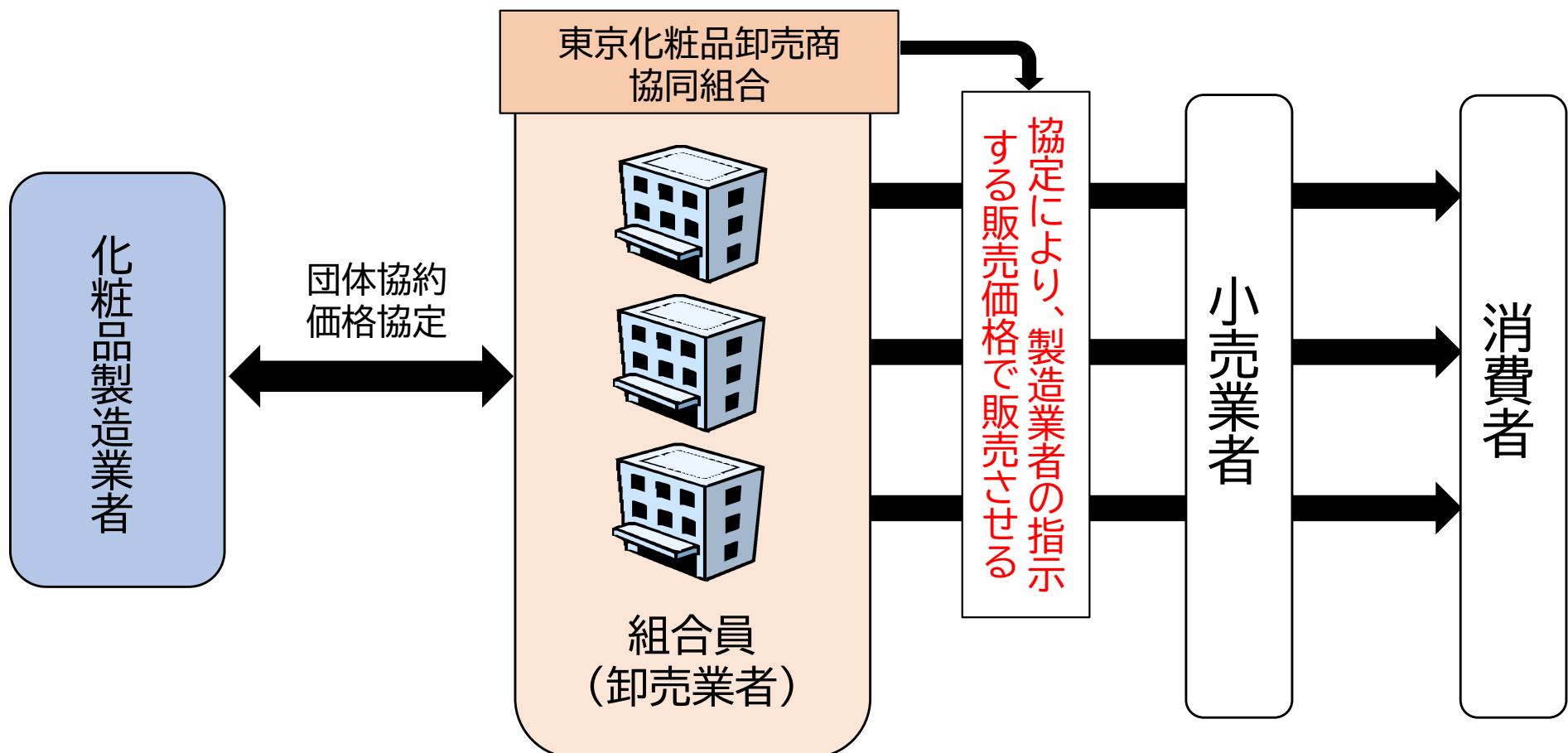
したがって、X協同組合連合会が加工食品Bのメーカーと取引条件の交渉を行うことは、独占禁止法第22条による適用除外の対象となる組合の行為とは認められず、独占禁止法上問題となるおそれがある(独占禁止法第8条第1号)。

○ 株式会社中山太陽堂外6名に対する件(昭和25年(判)第58号)

東京化粧品卸売商協同組合が、
製造業者の指示する化粧品の卸価格について、
団体協約をもって製造業者と協定を結ぶ等して、
卸売価格の維持を図る。



正当な団体協約の範囲を超えているものであって、協同組合の本来の目的を逸脱しているものであると認められ、価格協定及びその維持に関する行為については、第24条(現行第22条)を適用する限りでない。





公正取引委員会ウェブサイト内の「相談事例集」ページに参考となる主要な相談事例を掲載
<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>

「キーワード検索」や「ジャンル別検索」が可能

【ジャンル別検索】

- ・ 年度別
- ・ 行為類型別

「事業者の活動に関する事例」

- 流通・取引慣行に関するもの
- 技術取引に関するもの
- 業務提携に関するもの
- 共同研究開発に関するもの
- 共同行為に関するもの
- 新聞業特殊指定に関するもの

「地方公共団体からの相談事例」

- 地方公共団体からの相談事例集

「事業者団体の活動に関する事例」

- 価格制限行為
- その他の制限行為
- 不公正な取引方法
- 種類、品質、規格等に関する行為
- 営業の種類、内容、方法などに関する行為
- 情報活動
- 経営指導
- 共同事業
- 公的規制、行政などに関する行為

「組合の活動に関する事例」

- 組合の活動に関する事例

・ 産業分類別

本日お話しした内容の詳細については、
公正取引委員会ウェブサイト(<https://www.jftc.go.jp/>)で御確認いただけます。

➤ 各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

➤ よくある質問コーナー(独占禁止法)

https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html

➤ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

➤ 組合の活動に関する相談事例

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/kumiai/index.html>

上記のほかにも様々なコンテンツを掲載しています。ぜひ一度ご覧ください。

建設工事は取適法の適用対象にはなりませんが、
フリーランス法は建設工事も適用対象となります。
(いわゆる「一人親方」はフリーランスに該当する可能性があります。)

➤ フリーランス法特設サイト

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/index.html





沖縄総合事務局

の活動（詳細）は・・・

ホームページ <https://www.ogb.go.jp/>



<https://x.com/okisokyoku>



<https://www.facebook.com/okisou.naikakufu/>



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

の活動（詳細）は・・・



<https://www.jftc.go.jp>

公取 で検索



[@jftc](https://twitter.com/@jftc)



[JapanFTC](https://www.facebook.com/JapanFTC)



[JFTCchannel](https://www.youtube.com/JFTCchannel)

どっきん



（公正取引委員会
キャラクター）